

# 特定復興再生拠点区域復興再生計画

- 福島復興再生特別措置法の改正(H29.5)により、将来にわたって居住を制限するとされてきた帰還困難区域内に、避難指示を解除し、居住を可能とする「特定復興再生拠点区域」を定めることができるようになった。
- 市町村長は、特定復興再生拠点区域の設定及び同区域における環境整備（除染やインフラ等の整備）に関する計画を作成。同計画を内閣総理大臣が認定し、復興再生に向けて計画を推進。

## 【特定復興再生拠点区域の例（双葉町）】



①市町村が計画を作成

②内閣総理大臣による計画認定

③計画に基づく整備事業の実施

④(計画認定から5年を目途)  
整備が概ね終了、避難指示解除へ

## ■計画の認定基準

項目	内容
区域の条件に該当	<ul style="list-style-type: none"><li>・除染により放射線量が概ね5年以内に避難指示解除に支障ない基準以下に低減</li><li>・住民の居住や経済活動に適した地形、帰還困難区域の外へのアクセス確保、効率的整備が可能な規模</li></ul>
復興再生への寄与	<ul style="list-style-type: none"><li>・計画の目標（例：帰還者数）が住民の帰還意向等を踏まえて適確</li><li>・計画で想定した土地利用の実現可能性が十分に見込まれる</li></ul>
円滑かつ確実な実施	<ul style="list-style-type: none"><li>・計画に記載された事業が具体的かつスケジュールが適切</li></ul>

## ■計画認定の効果

- ◆認定計画に従って除染や廃棄物の処理を国が実施（費用は国の負担）
- ◆帰還困難区域では適用できなかった、道路事業等の国による事業代行や「一団地の復興再生拠点整備制度」等を適用可能